

訪問型サービスにおける基準等概要

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス（従前相当）	訪問型サービスA（基準緩和）
サービス内容の考え方	○身体介護（入浴介助・外出介助 等）、生活援助 等 ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要な場合（以下は例） ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な場合 等	○生活援助を中心とした訪問型サービス （必ずしも有資格者による専門的なサービスを必要としない場合） （従前相当サービスから身体介護を除いたもの）等
実施方法	事業所指定	
人員基準	（介護予防訪問介護と同様） ①管理者 ※①常勤・専従1以上 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 （介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等） ③サービス提供責任者 ※②常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※①支障がない場合、他職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可 ※②介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者の場合、非常勤でも可	①管理者 ※①専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件】：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者及び ※②岩出市が実施する研修修了者 ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件】：従事者に同じ ※①支障がない場合、他職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可 ※②従事者は介護福祉士等の資格を有しなくても、市の研修を修了した者であれば従事可
設備基準	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、必要な設備・備品（介護予防訪問介護と同様）	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等、事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止届出と便宜の提供 等（介護予防訪問介護と同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等、事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止届出と便宜の提供 等（介護予防訪問介護に準じる）</li> </ul>
市独自の運営基準	○記録の整備 ・記録の保存期間について、当該サービスを提供した日から5年間保存すること。 ○人権擁護推進員の配置 ・人員基準として配置するものではないので、新たに人員を確保する必要はない。 ・複数名を任命することも可。 ・人権擁護推進員は、従事者に対し必要な人権擁護に関する研修を実施すること。	
単価 利用対象者 上限等	（介護予防訪問介護と同様） ○月額報酬 ①週1回程度 1,176単位/月 ②週2回程度 2,349単位/月 ③週2回超 3,727単位/月 ○加算・減算 厚生労働大臣が定める基準による （介護職員等処遇改善加算等を含む。）	○1回当たりの報酬単価 ①20分未満 125単位/回 ②20分以上45分未満 185単位/回 ③45分以上 230単位/回 ○加算・減算は適用しない。 ○サービス利用対象者及び上限回数 ①事業対象者（月5回まで） ②要支援1（月10回まで） ③要支援2（月15回まで）
利用料	単価×1割、2割又は3割相当	
給付管理	要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額、事業対象者⇒原則として、予防給付による要支援1の限度額	
事業者への支払	国保連経由での審査・支払（A1・A2コード）	国保連経由での審査・支払（A3コード）